

答申第13号

平成22年7月8日

伊勢原市長 長塚 幾子 様

伊勢原市情報公開審査会
会長 立山 龍彦

伊勢原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）
平成22年3月25日付けで諮問のあった行政文書一部公開決定処分に対する異議申立
事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

伊勢原市長（以下「実施機関」という。）が伊勢原市福祉事務所にて生活保護を受給している人、全員分の平成20年4月1日以降の全てのアパート等の更新手数料・火災保険料・保証料の請求内容（生活保護変更申請書と不動産屋さん大家さん等の請求書の類と請求金額）及び支払い状況の有無と支払金額（保護決定通知書）（以下「本件行政文書」という。）を一部公開とした決定は妥当である。

2 異議申立の趣旨

本件異議申立の趣旨は、実施機関が平成21年12月4日付けで行った一部公開決定を取り消し、公開を求めるというものである。

3 異議申立の理由

異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

ア 平成20年4月より住宅扶助の一部に保護基準の改定があり、アパートの更新手数料・火災保険料・保証料は、諸条件を満たしていれば伊勢原市福祉事務所が支給することになっているのに、行政文書一部公開決定通知書に添付されていた「平成20年度一時扶助実施状況」には、アパートの契約更新料の件数・金額・1件あたりの金額のみしか記載がない。

- ・歩掛かりや統計の把握のためにも、アパートの更新手数料・火災保険料・保証料のそれぞれの請求件数と金額及び支給件数と金額等の状況を仕分けして整理して一覧表にまとめるのが管理というものではないか。
- ・異議申立人には職務怠慢としか思えない。
- ・どのようにして次年度の予算を計上するのか。

イ 備考欄に「申請件数、その他の文書は不存在」との記載があるが、管理等は何も行っていないのか。

- ・平成20年4月より住宅扶助の一部に保護基準の改定があったことを知らなかったと思われる。
- ・まだ、2年も経過していないのだから書類は保管されていると思う。不正経理の証拠隠滅のために書類を処分したのか。

ウ 改めて平成20年4月1日以降の、アパートの更新手数料・火災保険料・保証料のそれぞれの請求件数と金額及び支給件数と金額等の状況を仕分けして整理して一覧表にまとめた書類の公開を求める。

- ・この内容であれば、概要欄に記載されている個人情報の特定には該当しないし、理由欄に記載されている無意味な文字、数字等の羅列にも該当しない。
- ・今後は年度毎にまとめる、上半期、下半期に分けてまとめる等は、伊勢原市福祉事務所の方針に任せるが、いずれにせよ前述のような一覧表等を作成し情報公開することを求める。（各項毎に、小計、計、合計のように整理してまとめて、総合計を計上した一覧表等を作成して情報公開して欲しい。）

4 実施機関の一部公開理由説明要旨

一部公開理由説明書、口頭意見陳述及び関係資料によると、実施機関の主張する理由は次のように要約される。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、生活保護変更申請書、添付されている不動産屋や大家からの請求書類、保護決定通知書及び平成20年度一時扶助実績状況表である。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

本件行政文書には、保護変更申請者の住所・氏名・印影・変更理由、世帯主の住所・氏名、請求書の日付・住所・氏名・物件の所在地・不動産業者名・大家の氏名・更新手数料・火災保険料・保証料、保護決定通知書の対象者の住所・氏名・決定内容・認定年月日・保護の種類及び程度が記録されている被保護者個人ごとに作成される個人単位の文書であり、全体として個人に関する文書であって、被保護者の生活保護費受給に関する情報が記録されているため、文書全体が条例第6条第1号本文に該当する。ただし、平成20年度一時扶助実績状況の中に住宅扶助として、契約更新料の件数、金額、一件あたりの金額項目があり、この部分については、一部公開とした。

(3) 条例第6条第6号の該当性について

本件行政文書の閲覧については、厚生省社会局保護課長通達（昭和38年4月1日社保第34号）がある。この通達によると、保護台帳、収支認定表等について一般市民より閲覧の申し出があった場合「保護の決定実施に際して、その事務の性質上要保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあり、これらの事項にその秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえで欠くことができないのみならず、法律上の義務（守秘義務）である。したがって、これらの事項を記録した保護台帳等の閲覧は許されない。」としている。

(4) 条例第7条の該当性について

本件行政文書は、被保護者個人ごとに作成される個人単位の文書であり、全体として個人に関する文書であって個人に関する情報が記録されている。このため非公開情報を除くと公開される部分に記録されている情報が無意味な文字や数字等の羅列となる場合に該当し、一部公開の義務はない。

5 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、生活保護変更申請書、賃貸借契約更新通知書、保護決定通知書及び平成20年度一時扶助実績状況表である。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

ア 条例第6条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるもので個人に関する情報が記録されている行政文書については、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する場合を除き、開示しないこととする旨を定めたものである。

イ 生活保護変更申請書は保護の申請又は変更の申請をする際に被保護者から提出さ

れ、実施機関が被保護者に対する生活保護法に基づく措置をする際に作成される帳票であり、申請者の住所、氏名、印影、世帯主の住所、氏名、変更理由が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、条例第6条第1号本文に該当する。

ウ 賃貸借契約更新通知書は生活保護変更申請書の添付資料として保護変更申請の際に契約の内容、必要とする金額を確認するための検証資料であり、住所、氏名、物件の所在地、不動産業者名、大家の氏名、更新手数料、火災保険料、保証料は被保護者の生活保護受給について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、条例第6条第1号本文に該当する。

エ 保護決定通知書は、福祉事務所が保護の決定又は変更を行った場合、被保護者に交付をするものであり、被保護者の住所、氏名、決定内容、認定年月日、保護の種類及び程度、支給金額等が記載され、個人ごとに作成される個人単位の文書で個人に関する情報であり、被保護者である特定の個人を識別できるものであるため、文書全体が条例第6条第1号本文に該当する。

オ 申請件数、支払い数、その他の分かる書類については、平成20年度生活保護費等国庫負担金にかかる実績報告書における平成20年度一時扶助実施状況の文書であり、公開請求に係る住宅扶助の契約更新料及び住宅維持費の件数、金額及び1件あたりの金額については、特定の個人を識別できず公にすることにより個人の権利利益を害するおそれもないことから一部公開は妥当である。

(3) その他

異議申立人の異議申立理由書の中で実施機関に対する誹謗中傷的主張、その他の文書請求については、当審査会が判断する事項ではないため、判断しない。

6 結論

以上のことから、実施機関が本件行政文書を非公開とした部分は、いずれも条例第6条第1号に該当し、開示しないことができるものであることから、同条第6号の該当性について判断するまでもなく、実施機関が本件行政文書一部公開とした決定は妥当である。

審査会の経過等

年月日	審査会の経過等
H21. 11. 19	行政文書公開請求書受理（実施機関・伊勢原市長）
H21. 12. 04	諾否決定、行政文書一部公開決定通知書発送
H22. 02. 01	異議申立書受理
H22. 03. 25	諮問書の受理

H22.05.11	審議（第1回）実施機関の説明聴取
H22.06.29	審議（第2回）
H22.07.08	答申

伊勢原市情報公開審査会

会 長	立 山 龍 彦	東海大学名誉教授
職務代理者	前 田 廣 治	有識者
委 員	石 井 琢 磨	弁護士
委 員	北 野 庸 子	東海大学教授
委 員	吉 川 雅 子	有識者